

参考① 障害者に関するマーク

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。これらは国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

【障害のある人のための国際シンボルマーク】



障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示す、国際シンボルマークです。

このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する人に限定し使用されるものではありません。

【身体障害者標識】



肢体不自由の障害のある人が運転している自動車であることを示しています。

マークをつけた自動車に割り込みなどを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

【聴覚障害者標識】



聴覚に障害のある人が運転している自動車であることを示しています。

マークをつけた自動車に割り込みなどを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

【視覚障害者の国際マーク】



世界盲人連合(WBU)が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

【ほじょ犬マーク】



身体障害者補助犬のことを知ってもらうためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことです。

補助犬はペットではなく、障害のある人の体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練され、衛生面も管理されています。

【聴覚障害者のシンボルマーク(耳マーク)】



聴覚障害の方であることを表す国内で使用されているマークです。このマークを公共機関や病院、スーパーなどで活用することで、聴覚障害の方が相談しやすくなります。

【ハートプラスマーク】



心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです。身体内部に障害のある方は外見からわかりにくいいため、こうした方を視覚的に示し、理解を広げるために利用を呼びかけています。

【オストメイトマーク】



オストメイト(人工肛門・人工膀胱を使用している人)を示すシンボルマークです。腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができるオストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。

参考② こうちあったかパーキング制度

公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害者や高齢者などの移動に配慮が必要な方に県が県内共通の利用証を交付する制度です。

【こうちあったかパーキング利用証】



(車いす使用者用)

